特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	身体障害者手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	しを取り扱う事務					
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務					
	身体障害者福祉法に基づき,対象者に身体障害者手帳を交付している。					
②事務の概要	身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①身体障害者手帳の交付申請,氏名・住所変更の届出,再交付申請等の受付 ②進達事務 ③身体障害者手帳の交付及び返還 ④身体障害者交付台帳の管理					
③システムの名称	障害者台帳システム、宛名管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	冶					
身体障害者台帳ファイル、宛	名情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表20の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】・該当なし 【情報提供】・番号法第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁, 総務省令第9号)第2条の表14の項,18の項,20の項,25の項,37の項,42の項,48の項					
5. 評価実施機関におけ	- る <mark>担当部署</mark>					
①部署	福祉部総合相談支援課					
②所属長の役職名	福祉部総合相談支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求					
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711					
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	東海村福祉部総合相談支援課 茨城県那珂郡東海村村松2005番地 029-287-2525					
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ε]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	・通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	下記の通り人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある不要な申請書、通知カード等の定期的な破棄。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の施錠保管の徹底。 ・特定個人情報の記載がある帳票が机上やプリンター等に放置されていないかの日常点検を実施。					

9. 監査								
実施の有	無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部	監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に	対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も	優先度が高いと考	きえられる	る対策		[]全	項目評価又は重点項	目評価を実施	する
最も優先る対策	度が高いと考えられ	<選択服 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事務に使 不正に等の すわれるリン すわステムを シンステムを い滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	最との紐付けが行われる クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークジ トの入手が行われるリス な提供が行われるリスク・	ンステムを通じた提供 .クへの対策]
当該対策	は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3	
判	断の根拠	るようア 限の所	クセス制限を行ってお	り, かつ, 3当者研修	定期的にアク	ができる端末, 職員, 参! 7セスログの確認を行って ま時のログアウト徹底や	ている。また、アク	ウセス権

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ. 对家人釵	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部介護福祉課	福祉部障がい福祉課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部介護福祉課長 丸山由美子	福祉部障がい福祉課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	I - · · · · -	東海村福祉部介護福祉課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部障がい福祉課 茨城県那珂郡東 海村舟石川駅東三丁目9番33号 029-287-	事後	
平成30年4月1日	1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	実施しない	実施する	事後	
令和3年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	空欄	【情報照会の根拠】・実施しない	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報照会の根拠】・実施しない	【情報照会の根拠】・実施しない	事後	
令和4年2月15日	11 考し値判断項目	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部障がい福祉課	福祉部総合相談支援課	事後	
令和5年2月6日	1 1月1亩/丰起	福祉部障がい福祉課長	福祉部総合相談支援課長	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	/ 特疋個人情報の開示・訓	東海村福祉部障がい福祉課 茨城県那珂郡東 海村舟石川駅東三丁目9番33号 029-287-	東海村福祉部総合相談支援課 茨城県那珂 郡東海村村松2005番地 029-287-2525	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日		番号法第9条第1項, 別表第一項番11, 平成26年内閣府·総務省令第5号 第11条	番号法第9条第1項, 別表20の項 行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第5号)第11条	事後	
令和7年3月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(Cの) の角方の利用寺に関りる法律別衣弟― の主教学会で守める東教及が情報を守める会	【情報照会】・該当なし 【情報提供】・番号法第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁,総務省令第9号)第2条の表14の項,18の項,20の項,25の項,37の項,42の項,48の項	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	下記の通り人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある不要な申請書、通知カード等の定期的な破棄。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の施錠保管の徹底。 ・特定個人情報の記載がある帳票が机上やプリンター等に放置されていないかの日常点検を実施。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	